

公 共 基 準 点 等 の
管 理 保 全 に 関 す る 要 綱

平 成 30 年 8 月

網 走 建 設 管 理 部

公共基準点等の管理保全に関する要綱

最終改正：平成30年7月5日 才網建用第168号

（目的）

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、網走建設管理部が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の管理保全に関する円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において公共基準点とは、網走建設管理部が管理する「測量標」及び「測量成果等」で、国土地理院長の助言を受けて実施した公共測量に伴い設置した「永久標識（移転により再設置したものを含み、木杭及びプラスチック等の仮設材を用いて設置したものを除く）」を言う。

（管理及び管理の主体と手続先）

第3条 公共基準点の管理保全の主管課及び手続先は、別表のとおりとする。

- 2 基準点の管理を適正に行うため、公共基準点の状況把握に努めるとともに、精度の維持を図るため、必要に応じて公共基準点成果の点検整備を実施するものとする。
- 3 管理保全の主管課長等は、公共基準点の管理を適正に行うため、次の各号に掲げる台帳を整備するものとする。
 - （1）公共測量管理台帳
 - （2）公共測量成果の保管管理台帳
 - （3）公共基準点等の占用管理台帳
 - （4）測量標・測量成果の使用承認申請のあった基準点等の状況一覧表
 - （5）測量成果の複製承認申請のあった測量成果管理台帳
 - （6）公共基準点の付近で工事等の届出管理台帳

（閲覧手続）

第4条 公共基準点の測量成果等の閲覧をしようとする者は、閲覧簿（様式－9）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の規定による閲覧は無料とする。ただし、公共基準点の測量成果等の複写の交付を受ける場合で、測量成果が大量となる場合には、その費用を負担させる場合がある。

（公共基準点の使用手続）

第5条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ「公共基準点等使用要領（平成26年11月制定 網走建設管理部）」に基づき、「測量標・測量成果使用承認申請書（様式第1号）」を、別表の管理保全の主管課長等に提出しなければならない。

- 2 管理保全の主管課長等は、前項の申請があった場合において、特に支障がないと認める

ときは「測量標・測量成果使用承認書」（様式第2号）を交付するものとする。

- 3 前項の規定により、測量標・測量成果使用承認を受けた者は、「公共基準点等使用要領」により、「公共基準点等使用仕様書」を遵守すると共に、公共基準点管理者へ各報告を行わなければならない。
- 4 管理保全の主管課長等は、前項の規定により「基準点・水準基標 異常報告」を受けた場合は、速やかに必要な対策を講ずるものとする。
- 5 第2項の承認を受け、公共基準点を使用するものは、「測量標・測量成果使用承認書」の写しを常時携行し、網走建設管理部職員又は土地所有者のから請求があった場合は、速やかに、これを呈示しなければならない。

（測量成果の複製手続）

第6条 公共測量成果の複製を行おうとする者は、あらかじめ、本要綱に基づき、「測量成果の複製承認申請書（様式第7号）」を、別表の管理保全の主管課長等に提出しなければならない。

- 2 管理保全の主管課長等は、前項の申請があった場合において、特に支障がないと認めるときは「測量成果複製承認書」（様式第8号）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により、測量成果複製承認を受けた者は、承認書に記載された「承認事項」及び「条件」に従わなければならない。「承認事項」及び「条件」に反していると判断された場合には、「測量成果複製・使用承認取消書（様式第9号）」により承認を取り消すものとする。

（工事施工の届出）

第7条 公共基準点の付近でその効用を害するおそれがある工事を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ「公共基準点等の測量標付近での工事施工についての届出書」（様式－1）を、管理保全の主管課長等に提出しなければならない。

- 2 前項のその効用を害するおそれがある工事とは、次の各号に掲げるものとする。
 - （1） 床付面から45°の線に基準点が入る掘削工事
 - （2） 杭打ち及び杭抜き工事等、その振動が基準点に影響を及ぼすと判断される工事
 - （3） 基準点から半径1m以内に入る舗装工事
 - （4） その他、基準点の効用に支障を来すと思われる工事（例：直下の推進工事）
- 3 管理保全の主管課長等は、第1項の届出があったときは、速やかに調査を行い当該届出提出を受けた日の翌日から起算して25日以内に「公共基準点等の測量標付近での工事施工回答書」（様式－2）により、工事施工者に適切な指示を行うものとする。
- 4 工事施工者は、前項の規定による回答書に従わなければならない。
- 5 公共基準点付近での工事が完了したとき（次条第1項による申請をする場合は除く。）には、工事施工者は速やかに「公共基準点等の測量標付近での工事施工についての完了報告（様式－3）」を、管理保全の主管課長等に提出し、実地検査を受けなければならない。

(一時撤去及び移転)

第8条 工事施工者は、公共基準点等を一時撤去又は移転する必要がある工事等を計画した場合には、あらかじめ「公共基準点等の一時撤去・移転協議書(様式-4)」を、また、工事を施工に際しては、「公共基準点等の一時撤去・移転申請書(様式-5、様式-5の2)」を、管理保全の主管課長等に提出しなければならない。

2 管理保全の主管課長等は、前項の申請があった場合において特に支障がないと認めるときは「公共基準点等の一時撤去・移転承認書(様式-7、様式-7の2)」を交付するものとする。

3 公共基準点等の設置されている土地及び建物の所有者は、公共基準点等を一時撤去又は移転する必要があるときは、「公共基準点等の一時撤去・移転請求書(様式-6)」を、管理保全の主管課長等に提出しなければならない。

4 前項の規定により、公共基準点等の一時撤去又は移転の承認を受けた者は、承認書に記載された「承認事項」及び「条件」に従わなければならない。「承認事項」及び「条件」に反していると判断された場合には、「公共基準点等の一時撤去・移転承認取消書(様式-9の2)」により承認を取り消すものとする。

(機能の回復)

第9条 工事施工者が、公共基準点等の一時撤去をしたとき、その他効用を阻害したときは、第8条第2項の承認を受けた者が自己の負担において、その機能を原状に復さなければならない。ただし、原状に復することが困難なときは自己の負担において当該公共基準点等を移転させることができる。

2 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点等を滅失又はき損したときは、前項を適用する。

3 前1項及び前項に規定する者は、公共基準点等の機能回復を完了したときは、速やかに管理保全の主管課長等に「公共基準点等の一時撤去・移転による完了及び成果等引継ぎ書(様式-8、様式-8の2)」を提出しなければならない。

4 管理保全の主管課長等は、前条第3項による請求があった場合において、当該請求に係る公共基準点等の機能を回復する必要があると認められるときは、網走建設管理部が一時撤去又は移転及び機能回復に要する費用を負担するものとする。

5 第1項の規定による公共基準点等の機能回復の方法等は、「北海道公共測量作業規程」によるものとする。

(測量標の廃棄)

第10条 公共基準点の測量標について、き損滅失又は異状による復旧、一時撤去又は移転の請求による復元又は移転を行うことが困難な場合、又は、利用状況等からして必要性が低いと判断される場合に、管理保全の主管課長等は、当該測量標について廃棄することができるものとする。

2 前項の利用状況等からして必要性が低いと判断される場合とは、公共基準点等であつ

て、使用実績が低く近傍の公共基準点によってその効用を補完することが可能な測量標をいう。

（測量作業者の選定）

第 11 条 第 7 条第 5 項の規定による基準点の効用の確認測量を行う工事施工者は、測量法第 48 条に定める測量士及び測量士補に施行させなければならない。

2 第 9 条の規定による基準点の機能回復を行う工事施工者又は工事施工者以外の者は、測量法第 48 条に定める測量士を選定し、管理保全の主管課長等の承認を受けなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めのない事項については、国土地理院制定の各取扱要領を準拠するほか、別途、網走建設管理部において定める要領並びに網走建設管理部用地管理室用地課の基準点管理担当者の指示による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 7 月 5 日 才網建用第 168 号）抄

1 第 8 条第 4 項の規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

管理保全の主管課及び手続先

主管課及び手続先	保全管理している公共基準点等の内訳
網走建設管理部 用地管理室 用地課	公共用地の取得に伴う事業全般のために網走建設管理部管内全域において、用地測量の実施を行い設置した公共基準点で、網走建設管理部用地管理室用地課が管理するもの。（移転の必要により公共測量を行い再設置した公共基準点で網走建設管理部が管理するものを含む。） 網走建設管理部用地管理室用地課以外が設置した公共基準点等で、各主管課から、網走建設管理部用地管理室用地課が測量成果の移管を受けたもの。
網走建設管理部 事業部事業課 及び 北見出張所、 遠軽出張所、 紋別出張所、 興部出張所、 斜里出張所、 女満別 空港管理事務所、 オホーツク紋別 空港管理事務所	公共団体施行、組合施行等の土地区画整理事業に伴い施行地区内において公共測量を行い設置した公共基準点で、網走建設管理部が設置したもの及び土地区画整理組合等から網走建設管理部に移管されたもので、網走建設管理部が管理するもの。（移転の必要により公共測量を行い再設置した公共基準点で網走建設管理部が管理するものを含む。） 住環境整備事業に伴い事業地区内において網走建設管理部が公共測量を行い設置した公共基準点で、網走建設管理部が管理するもの。（移転の必要により公共測量を行い再設置した公共基準点で網走建設管理部が管理するものを含む。）
網走建設管理部 用地管理室 維持管理課	公共用地の管理に伴う、敷地調査測量の実施を行い設置した公共基準点で、網走建設管理部用地管理室維持管理課が管理するもの。 （移転の必要により公共測量を行い再設置した公共基準点で網走建設管理部が管理するものを含む。）